

地域密着型特定施設入居者生活介護さくら 入居契約書

◇◆目次◆◇

第1条 (契約の目的)	第16条 (施設利用上の留意事項)
第2条 (契約期間)	第17条 (外泊)
第3条 (施設サービス計画)	第18条 (連帯保証人)
第4条 (施設サービスの内容)	第19条 (損害賠償責任)
第5条 (緊急時の対応)	第20条 (損害賠償がなされない場合)
第6条 (身体的拘束及び行動制限)	第21条 (契約の終了事由)
第7条 (要介護認定申請の援助)	第22条 (入居者様からの解約等)
第8条 (金銭及び貴重品の管理)	第23条 (入居者様からの契約解除)
第9条 (サービス提供の記録)	第24条 (事業者からの契約解除)
第10条 (サービス利用料)	第25条 (契約終了時の援助)
第11条 (利用料の滞納)	第26条 (居室の明け渡し)
第12条 (利用料金の変更)	第27条 (残置物の引渡等)
第13条 (医療機関に入院した場合)	第28条 (管轄裁判所)
第14条 (守秘義務等)	第29条 (協議事項)
第15条 (苦情処理)	

_____ (以下「入居者」という。)と社会福祉法人横手福祉会 (以下「事業者」という。)は、事業者が運営する地域密着型特定施設入居者生活介護さくら (以下「施設」という。)における地域密着型特定施設入居者生活介護サービス (以下「施設サービス」という。)の利用に関して、次のとおり契約 (以下「本契約」という。)を締結します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、入居者がその有する能力に応じ、可能な限り自律した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、入居者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用設備等を使用させるとともに、介護その他必要なサービスを提供し、入居者は事業者に対し、そのサービスに対する対価を支払うものとします。

第2条 (契約期間)

- 1 本契約の契約期間は、契約の日から入居者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 前項の契約満了日の7日前までに入居者から事業者に対して文書により契約終了の申出がなく、かつ、入居者が要介護認定の更新で要介護と認定された場合、契約は更新されるものとします。

第3条 (施設サービス計画)

- 1 事業者は、施設の介護支援専門員に、入居者に対する施設サービスの目標及びその達成時期、サービス内容並びにサービスを提供する上での留意点等を記載した施設サービス計画を作成させるものとします。
- 2 事業者は、3か月に1回、もしくは入居者の心身の状況に応じて、前項の介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、入居者と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 3 事業者は、施設サービス計画の作成及び変更にあたっては、その内容を入居者及び第18条に規定する身元引受人に対して説明し、その同意を得るものとします。

第4条 (施設サービスの内容)

事業者は、施設において入居者に対して次の各号のサービスを行うものとします。

- (1) 居室の提供
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話
- (4) 相談及び援助
- (5) 社会生活上の便宜の提供
- (6) 機能訓練
- (7) 健康管理 (通院時の送迎含む) 及び療養上の世話

第5条（緊急時の対応）

事業者は、入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は次の協力医療機関に連絡をとり、必要な治療が受けられるようにするとともに、あらかじめ届けられた家族等の連絡先に連絡するものとします。

協力医療機関 ： 平鹿総合病院

協力歯科 ： 石田歯科医院

第6条（身体的拘束及び行動制限）

- 1 事業者及びサービス従事者は、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 2 緊急やむを得ず身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行う場合は、事業者が別に定める「身体拘束廃止マニュアル」に規定する手続に従って行うものとします。

第7条（要介護認定申請の援助）

事業者は、入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。

第8条（金銭及び貴重品の管理）

- 1 入居者は、事業者が別に定める預かり金等取扱規程に基づき、日常生活上の金銭及び貴重品の管理を事業者に委託することができます。
- 2 入居者が前項の委託を行う場合には、預かり金等取扱規程の定めるところに従い、入居者は、事業者と委託契約を取り交わします。

第9条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、入居者に対して提供したサービスの記録を作成し、それを完結の日から5年間保存するものとします。
- 2 入居者又はその家族は、前項の記録を閲覧することができます。
- 3 入居者又はその家族は、複写に係る実費相当額を支払うことにより、第1項の記録の複写物の交付を受けることができるものとします。

第10条（サービス利用料金）

- 1 施設における施設サービスの利用料その他の費用の額（以下「サービス利用料金」という。）は、重要事項説明書のとおりとします。
- 2 事業者は、入居者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、当該サービスが厚生労働大臣が定める設備及び運営に関する基準に規定する法定代理受領サービスである場合は、入居者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下「介護保険給付額」という。）の限度において、入居者に代わって市町村から支払いを受けるものとします。

- 3 前項の場合、入居者は、第1項に定めるサービス利用料金から前項の介護保険給付額を除いた額を事業者に支払うものとします。
- 4 入居者が第2項の法定代理受領サービスを受けられない場合、入居者は、第1項に定めるサービス利用料金の全額を事業者に支払うものとします。この場合、事業者は、入居者に対してサービス提供証明書を交付するものとします。
- 5 事業者は、前4項の規定により入居者が事業者に対して支払うべき金額を月ごとに計算して入居者に請求し、入居者はこれを請求のあった日の属する月の末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

第11条（利用料の滞納）

- 1 入居者が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用料の自己負担分を3カ月以上滞納した場合には、事業者は入居者に対し、3カ月以上の期間を定めて支払いを催促し、期間内にその支払いがない場合には、この契約を解除する旨の催告や法的措置を講ずることができます。
- 2 事業者は、前項の措置を講じた上で、入居者が期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

第12条（利用料金の変更）

- 1 事業者は、前条第1項に定めるサービス利用料金のうち介護保険給付対象のサービスに係る利用料金については、介護保険関係法令による介護保険給付費等の変更があった場合、変更するものとします。
- 2 事業者は、前条第1項に定めるサービス利用料金のうち介護保険給付対象外のサービスに係る利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとします。
- 3 前2項の規定によりサービス利用料金を変更しようとする場合、事業者は、入居者及びその身元引受人に対して変更予定日の1か月前までに説明し、文書によりその同意を得るものとします。
- 4 入居者は、サービス利用料金の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第13条（医療機関に入院した場合）

- 1 事業者は、入居者が医療施設に入院した場合、概ね1ヵ月以内に退院することが明らかである場合は、退院後、再び施設に入居できるよう取りはからうものとします。ただし、入院後、第22条の規定により入居者が本契約を解約する場合はこの限りではありません。
- 2 前項の場合（ただし書きに該当する場合を除く。）、入居者は、入院期間中、別紙サービス利用料金表に定める居住費（以下「居住費」という。）を事業者に支払うものとします。

第14条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者は、施設サービスを提供する上で知り得た入居者、入居者の家族及び身元引受人（以下「入居者等」という。）に関する情報を第三者に漏洩しません。

この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、居宅支援事業者等の第三者に対して、入居者等に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により本人の同意を得るものとします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、事業者及びサービス従事者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人の同意を得ることなく、利用者等の情報を行政機関又は医療機関等の第三者に提供できるものとします。
 - (1) 法令の規定に基づく場合
 - (2) 入居者の生命、身体及び財産を保護するため緊急の必要性があり、かつ、本人の同意を得ることが困難であるとき

第15条（苦情処理）

- 1 事業者は、その提供したサービスに関する入居者等からの苦情等を受け付ける窓口及びその解決責任者を次のとおり設置し、苦情等に適切に対応するものとします。

苦情等受付窓口（担当者）	生活相談員	菅原 和登
苦情等受付時間	毎週月曜日～土曜日	9：00～17：00
苦情等解決責任者	管理者	大山 育子
- 2 利用者は、前項の窓口のほか、次の各号の行政機関等に対しても苦情等を申し立てることができます。
 - (1) 横手市健康福祉部高齢ふれあい課
 - (2) 秋田県国民健康保険団体連合会
 - (3) 秋田県福祉サービス相談支援センター
- 3 事業者は、入居者等から苦情等の申し立てがあった場合、これを理由とするいかなる差別的待遇も入居者に対して行わないものとします。

第16条（施設利用上の留意事項）

- 1 入居者は、居室、共用部分及び敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- 2 入居者は、サービスの提供のため及び安全・衛生管理上必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者及びサービス従事者は、入居者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 入居者は、自己の故意又は重大な過失により施設の設備、備品を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 前3項に定めるほか、入居者は、施設の使用にあたっては、事業者が別に定める運営規程を遵守するものとします。

第17条（外泊）

- 1 入居者は、外泊しようとする場合は、外泊開始日の3日前までに事業者に届け出て、その同意を得るものとします。

- 2 外泊中の居住費及び食費の取り扱いは、次の各号のとおりとします。
 - (1) 居住費 外泊期間中の分についても支払うものとします。
 - (2) 食 費 外泊期間中の分については支払う必要がないものとします。

第 18 条（連帯保証人）

- 1 事業者は、利用者に対して連帯保証人を定めることを請求できます。ただし、連帯保証人を定めることができないやむを得ない理由であって、事業者がそれを認める場合にはその限りではありません。
- 2 連帯保証人を定めるにあたっては、連帯保証人同士は住居および生計が別であること、加えて未成年でない者を定めることとします。
- 3 連帯保証人は身元引受人を兼ねる者とし、本契約に基づく利用者の事業者に対する責務について、事業者が必要ありと認め要請したときは、これに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。
- 4 連帯保証人は、利用者が事業者に対して負担する第 10 条に定める利用料金、第 19 条に定める損害賠償、第 27 条に定める残置物の処分に要する費用の支払いについて、利用者と連帯して保証するものとします。
- 5 前項の連帯保証債務により連帯保証人が負う保証債務の限度額は金 75 万円とします。
- 6 利用者が第 10 条に定める利用料金の支払いを 3 カ月分以上滞納した場合は、事業者は、連帯保証人に滞納の事実を通知し、対処を求めるものとします。

第 19 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責任に帰すべき事由により入居者等に生じた損害について賠償する責任を負います。第 14 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、入居者等に過失が認められる場合には、入居者等の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 20 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責任に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号のいずれかに該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 入居者等が、本契約締結時に入居者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 入居者等が、入居者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 入居者の急激な体調の変化等、事業者の提供したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

- (4) 事業者又はサービス従事者の指示・依頼に反して利用者等が行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (5) 地震・水害等の自然災害その他事業者の責任によらない事由によりサービスの提供ができず、入居者等に損害が発生した場合

第 21 条（契約の終了事由）

次の各号のいずれかに該当する場合、本契約は終了するものとします。

- (1) 入居者が要介護認定において自立又は要支援と判定された場合
- (2) 入居者が連続して1ヵ月を超えて医療施設に入院することが必要と見込まれ、かつ、入院先の医療施設において入居者を受け入れることができる状態となった場合
- (3) 入居者が医療施設に入院した後に、連続して1ヵ月を超えて入院する必要があることが明らかになった場合
- (4) 入居者が他の介護保険施設等に入所した場合
- (5) 事業者が解散命令を受けた場合又は破産した場合もしくはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- (6) 施設の滅失や重大な毀損によりサービスの提供が不可能になった場合
- (7) 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (8) 第22条から第23条の規定により本契約が解約又は解除された場合
- (9) 入居者が死亡した場合

第 22 条（入居者からの解約等）

- 1 入居者は、本契約の契約期間中、本契約を解約することができます。この場合、入居者は契約の終了希望日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 入居者は、第21条第4項の場合及び自身が入院した場合（前条第2号及び第3号に該当する場合を除く。）は、入居者が希望する日をもって本契約を解約することができます。
- 3 入居者が第1項の通知を行わず居室から退居した場合、事業者は入居者の解約の意思の有無を確認するものとします。
- 4 前項の場合において、入居者が解約の意思を表明したときは、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。

第 23 条（入居者からの契約解除）

入居者は、事業者又はサービス従事者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 事業者又はサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 事業者又はサービス従事者が第14条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者又はサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の入居者が入居者の身体・財産・信用等を傷つけた場合又は傷つける恐れがある

場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 24 条（事業者からの契約解除）

事業者は、入居者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができるものとします。

- （1）入居者等が、本契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- （2）サービス利用料金の支払いが 3 か月以上、遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- （3）入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 25 条（契約終了時の援助）

事業者は、本契約が終了し、入居者が施設を退居する場合は、円滑な退居のため、入居者等の希望に応じて、その心身の状況、置かれている環境等を勘案し、次の各号のうち必要な援助を入居者に対して速やかに行うものとします。

- （1）適切な医療機関又は介護保険施設等の紹介
- （2）居宅介護支援事業者の紹介
- （3）その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第 26 条（居室の明け渡し）

- 1 入居者は、本契約終了日に施設を退居するものとします。
- 2 入居者は、退居時まで居室を入居前の状態に現状回復するものとします。ただし、第 22 条第 3 項の規定による現状回復は、退居後 1 か月以内に行うものとします。
- 3 入居者が契約終了日までに居室を退居しない場合、入居者は、契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る居住費を事業者に対し支払うものとします。

第 27 条（残置物の引取等）

- 1 事業者は、本契約が終了した後、入居者の残置物がある場合には、入居者にその旨連絡するものとします。
- 2 入居者は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、入居者は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。
- 3 事業者は、前項ただし書の場合を除き、入居者が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を、入居者の費用負担により利用者に送達するものとします。
- 4 入居者が前項の送達による引き取りに応じない場合、事業者は、残置物を身元引受人に引き渡すものとします。

第 28 条（管轄裁判所）

入居者及び事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、入居者の住所地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることとします。

第 29 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、入居者と誠意をもって協議するものとします。

以上の契約を証するため、本書 2 通を作成し、入居者及び事業者が記名捺印のうえ、各自その 1 通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

住 所 秋田県横手市駅前町 1 4 番 9 号
事業者名 社会福祉法人 横手福祉会
代表者名 理事長 佐々木 兼光 印

入居者
(身元引受人代筆可)
自筆 ・ 代筆

住 所 _____
氏 名 _____ 印

連帯保証人
(兼身元引受人)

住 所 _____
氏 名 _____ 印
連絡先 _____

連帯保証人

住 所 _____
氏 名 _____ 印
連絡先 _____